

==



==

# == 全中連NET通信

==

∞∞∞ 2024.4.11 ∞∞

==

全国中小企業団体連合会（全中連）

==

〒102-0093

==

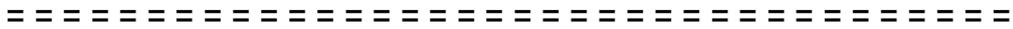
東京都千代田区平河町 1-5-3 大和屋第 2 ビル

==

TEL : 03-3262-2001 FAX : 03-3262-2054

==

e-mail : [zen01@yacht.ocn.ne.jp](mailto:zen01@yacht.ocn.ne.jp)



## 《目 次》

近畿ブロック協議会が大阪国税局を訪問 .....	2
技能実習制度に代わり「育成就労制度」創設へ 人材確保を目的に 政府が関連法案を閣議決定 .....	2
最近の主な動き .....	3
今後の主な日程 .....	3

# 近畿ブロック協議会が大阪国税局を訪問

2月14日（水）午前11時、近畿ブロック協議会は役員3名と他2名で大阪国税局を訪問しました。大阪国税訪問は、阪神淡路大震災の年とコロナ禍の2年を除いて毎年行ってきており、今回で27回目の訪問です。

大阪国税局は職員3名が対応し、名刺交換後、ブロック協議会事務局長の司会で話し合いが進められました。ブロック協議会会長が今回の訪問の目的と意義を説明し、事務局長が事前に渡していた要望書の内容を説明し、大阪国税局総務部の課長補佐が要望書に対する回答を読み上げ、参加者からの再質問と回答を繰り返しました。

課長補佐は数年前にも対応した職員だったこともあり、スムーズに話が進みましたが、大阪国税局からの回答は、税務調査の立会や研修会への講師派遣については昨年と変わらず、中小企業納税者にとっては厳しい内容でした。来年から申告書等の提出は原本のみとなり、控えへの收受日付印の押捺が廃止になる問題や、インボイス制度についての廃止を含む要望には、「担当に伝える」との返答で、満足できるものでないばかりか、政府の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」の下で、税務行政のDX化を強引に推し進めており、納税者に寄り添った税務行政からどんどん遠ざかって行っているようです。税務署からのマイナンバー漏洩（還付金受取口座の誤登録）や第三者への委託による情報漏洩の問題を指摘したところ、個人情報の守秘義務違反や公務員法に抵触することのないよう努めようとする姿勢は示すものの、認識の甘さを感じざるを得ませんでした。許された1時間の訪問はあっという間に過ぎ去り、国税を後にしました。

午後、幹事会で反省会を開催し、税務を担う単協の拡大が必要であるとの認識で一致しました。

（報告者 事務局長 花垣喜久）

## 技能実習制度に代わり「育成就労制度」創設へ 人材確保を目的に 政府が関連法案を閣議決定

政府は3月15日、技能実習制度を廃止して新たに「育成就労制度」を創設に向けた技能実習適正化法と入管難民法の改正案を閣議決定しました。

技能実習制度は外国人が最長5年間働きながら技術を学ぶことのできる制度で、目的は人材育成を通じた国際貢献とされていますが、実際には、労働力確保の手段にもなっていて、実態との乖離が指摘されていました。

昨年、政府の有識者会議で、今の制度を廃止して、目的をこれまでの国際貢献から、外国人材の確保と育成に変えた新制度にするとした最終報告書がまとめられていました。

15日に閣議決定された法案では、「育成就労制度」の目的を「外国人材の育成・確保」とし、新た

な在留資格として「育成就労」の在留資格を創設します。在留期間は原則3年間で、その間に即戦力の人材と位置付けられる在留資格「特定技能1号」（在留期間は通算5年）の水準まで技能を育成します。育成就労、特定技能1号を経て、熟練技能が求められる「特定技能2号」の試験に合格すれば、家族帯同の無期限就労が可能になります。育成就労で受け入れる分野を特定技能と一致させて移行しやすくする措置も盛り込まれました。

また、「育成就労」の外国人が職場を変更する「転籍」の要件については、同じ職場で1年から2年就労し、日本語のレベルなど一定の要件を満たせば、自らの意向で同じ業務分野で職場を変える「転籍」も認めるとしています。賃金の高い都市部へ人材が流出するとの懸念に配慮し、当面の間は最長2年まで転籍を制限できるとしています。

一方、育成就労制度の創設によって外国人の労働者が増加し、永住者の増加も見込まれる中で、「永住許可」の要件をより明確化して、許可後も所得税や社会保険料などを故意に納めなかった場合などは、永住資格を取り消して在留資格を変更する規定も盛り込まれました。働き先が外国人を不法に就労させる「不法就労助長罪」の罰則も強化し、現在3年以下の拘禁刑もしくは300万円以下の罰金に処されるところを5年以下の拘禁刑もしくは500万円以下の罰金に厳罰化されます。

受け入れ先を仲介・監督する「監理団体」は、名称を「監理支援機関」に変更し、外部監査人の設置義務付けや、受け入れ企業と密接な関係を持つ役職員の関与制限などで、独立性・中立性を高めるとしています。また、転籍などの相談に乗る「外国人育成就労機構」を新設します。外国人に携帯が義務付けられている在留カードはマイナンバーカードと一体化させます。

政府は今の国会に法案を提出して成立を目指しており、成立すれば2027年にも施行の見通しで、経過措置として新制度開始前に来日した技能実習生は、所定の期間を終えるまで在留を認める方針です。特定技能1号は現在、建設業、農業、宿泊業など12分野が対象となっていますが、近く自動車運送業や鉄道など4分野を追加する方針で、2024年度からの5年間で最大82万人の受け入れを見込んでいます。

## ◎最近の主な動き

- 2月 9日 九中連税務労務研修会〔熊本〕
- 2月 14日 近畿ブロック 大阪国税局訪問〔大阪〕
- 3月 22日 関東ブロック青年部研修会〔東京〕

## ◎今後の主な日程

- 7月 19日 九中連第48回定期総会〔別府〕